

令和3年度 保育所・認定こども園・幼稚園 入所申込み案内



【お問い合わせ先】
伊佐市役所 こども課 子育て支援係
〒895-2511 伊佐市大口里 1888 番地
TEL (0995) 23-1311

添付書類チェック表（※印は必要な方のみ）

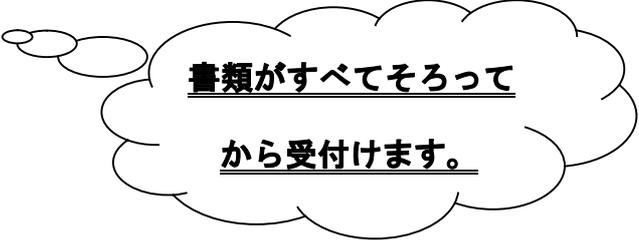
提出する前にチェックをお願いします

支給認定申請書兼利用申込書（新規）		多子世帯保育料軽減同意書 ※	
保育所等利用申込書（継続）		育児休業取得証明書 ※	
保育を必要とする証明書		第3子以降保育料無料化申請書 ※	
家庭調査表		障がい・療育等の手帳 ※	
保育料連帯納付誓約書 ※			

- 印鑑の押し忘れはございませんか？
- 申請書兼利用申込書（新規）は裏面にも記入するところがあります

保育所・認定こども園・幼稚園の入所申込み

入所申込み時の注意事項



書類がすべてそろって
から受付けます。

- 申込み案内は必ずお読みください
- 菱刈庁舎での入所受付は行いません
- 12月中に申込みをした方を優先的に決定しますので、期限内での申込みをお願いいたします
- 翌年1月以降に申込みをした場合、各月末に内定いたします
- 添付書類の不備等がありますと決定に遅れが生じるおそれがあるため、不備があった場合は速やかに追加提出等をお願いいたします
- 継続入所申込みの方で、新しくきょうだいが新規入所希望の場合、きょうだいの新規申込書を提出する必要があります（保育所等に置いてあります）
- 希望者多数の場合、入所選考基準表《保育を必要とする理由をポイント化した表》を基に優先順位が高い方から決定いたします
- 修正液（テープ）使用不可⇒訂正印をご使用ください
- 関連書類に記入の際ははていねいにはっきりとご記入ください
- 転入してきた人や市外に住んでいる人は必ずマイナンバーをご記入ください
- 令和2年1月2日以降に伊佐市へ転入した人の税情報は、転入元の市町村へ情報照会を行いますが、税情報を取得できない場合（どなたかの扶養に入っている場合や収入がなかった場合等）は令和2年度所得課税証明書の提出が必要となります
- 保育理由が変更したときは、必ず届出をお願いします（退職・出産等）
- シャチハタ不可
- 期限内提出厳守

12月22日（火）までに提出を！

入所申込みの受付について

申込書ほか添付書類および印鑑をご持参ください。

◆申込書の配布場所

- 保育園・幼稚園に入園中の人 ▶ 入園中の保育園・幼稚園
- 新規で申込みの人 ▶ こども課（大口庁舎）・地域総務課（菱刈庁舎）
子育て支援センター（ルピナス・まむさる〜ん）

◆受付期間・場所

令和2年12月9日（水）～22日（火） ※土日を除く

■保育所・認定こども園での保育認定を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12月9日（水） ～ 12月22日（火）	全保育園及び認定こども園の 保育（2号認定・3号認定）希望者 （市外施設を含む）	こども課 （大口庁舎） 9時～19時

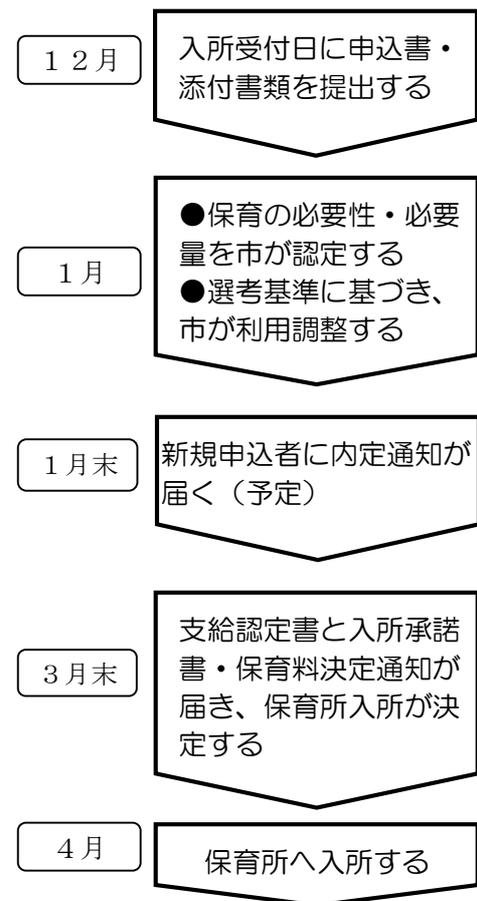
■認定こども園での教育認定を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12月9日（水）～ 22日（火）	教育（1号認定）希望者	各施設 開園時間

■幼稚園を希望する人

受付日	対象者	場所・時間
12月9日（水）～ 22日（火）	本城幼稚園 希望者	学校教育課 （菱刈庁舎） 8時30分～17時15分

◆申込みから利用までの流れ（保育園）◆



注意！
上記の「利用の流れ」は予定ですので、変更する場合があります。

◆申込みに必要な書類◆

教育（1号認定）利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規・継続)
 - ② 施設で指定する書類
- 条件によって次の書類が必要
- ③ 令和2年度所得課税証明書（※注意事項をご覧ください）
※令和2年1月2日以降に伊佐市へ転入した人で前住所地に照会情報が無い方のみ（後日提出依頼）
 - ④ 障がい者手帳等

保育（2・3号認定）利用を希望する人

- ① 支給認定兼利用申込書(新規申込みの場合)
 - ② 保育所等利用申込書(継続入所の場合)
 - ③ 保育を必要とする証明書
 - ④ 家庭調査票
- 条件によって次の書類が必要
- ⑤ 保育料連帯納付誓約書（3歳未満児がいる世帯）
 - ⑥ 育児休業取得証明書
 - ⑦ 多子世帯保育料軽減同意書
（第3子以降で3歳未満児）
 - ⑧ 第3子無料化申請書（第3子以降で3歳未満児）
 - ⑨ 令和2年度所得課税証明書（※注意事項をご覧ください）
※令和2年1月2日以降に伊佐市へ転入した人で前住所地に照会情報が無い方のみ（後日提出依頼）
 - ⑩ 障がい者手帳等
 - ⑪ その他、保育が必要であることが確認できる書類
（母子手帳・診断書・在学証明書等）

◆保育を必要とする「理由」と必要とする「書類」

保育所等へ入所できる児童は、その児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合です。該当する事由によって、提出書類が異なりますのでご注意ください。

保育を必要とする理由	保育を必要とする証明書	
就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)	会社員	職場の証明
	自営業	代表者→民生委員の証明 社員→代表者が証明
	農業	民生委員の証明
	内職	事業所の証明
妊娠・出産(産前3ヵ月、産後2ヵ月)		母子手帳
保護者の疾病・障がい	保護者の疾病	診断書
	保護者の障がい	障害者手帳または介護認定証
同居または長期入院等している親族の介護・看護	家族の看護	診断書
	家族の介護	障害者手帳または介護認定証 + 必要に応じて診断書や民生委員の証明 (介護を受けている側の地区の民生委員)
災害復旧		罹災証明等
求職活動(3ヵ月の期限付き)		ハローワークカード
就学(職業訓練校等を含む)		在学証明書等
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要		育児休業取得証明書
その他、虐待やDVのおそれがある等		

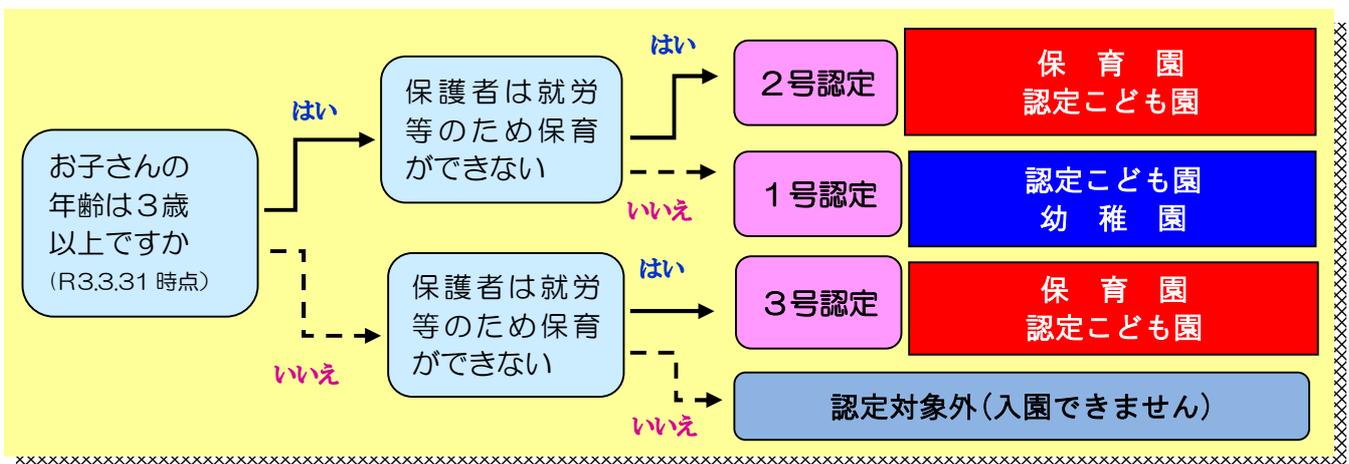
※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

◆保育の必要性の認定

子ども・子育て支援新制度では、保育所・幼稚園の利用を希望する場合、3つの区分で認定を受ける必要があります。認定後、市から「認定証」を交付します。

なお、認定申請は既に通園中の人も含め、入園を希望する人は全員必要です。

◆認定区分 お子さんの認定区分を確認してください。



◆伊佐市の保育園・幼稚園の一覧

□保育園（2号・3号認定の児童）

施設名	定員	所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等 (◎は他園に通園していても利用できます)
明德寺	60	大口	22-6195	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
山野	20	山野	22-1476	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
羽月	90	羽月	22-6388	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎病児保育
湯之尾	40	湯之尾	26-0640	7:00~18:00	一時預かり、延長保育、◎休日保育

□認定こども園（1号・2号・3号認定の児童）

施設名	定員 (予定)	所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等 (◎は他園に通園していても利用できます)
大口幼稚園	保育 50 教育 40	大口	22-0450	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり、延長保育
大口さくら こども園	保育 50 教育 15	大口	22-8125	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり
さくらの里 こども園	保育 60 教育 15	大口	22-2327	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり
あゆみみらい こども園	保育 50 教育 10	大口	22-5473	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり
みどり保育園 (本園)	保育 110 教育 10	大口	22-2611	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり、延長保育、 ◎休日保育
ひまわり保育園 (みどり分園)	保育 40	大口	23-5560	7:00~18:00	一時預かり、延長保育
こうようこども園	保育 30 教育 5	曾木	25-2155	保育 7:00~18:00 教育 8:20~14:30	一時預かり
慈光保育園	保育 50 教育 5	菱刈	26-2145	保育 7:30~18:30 教育 9:00~14:00	一時預かり、延長保育 休日保育
本城こども園	保育 50 教育 5	本城	26-4161	保育 7:30~18:30 教育 9:00~14:00	
田中保育所	保育 60 教育 5	田中	26-1016	保育 7:30~18:30 教育 9:00~14:00	一時預かり、延長保育

□幼稚園（1号認定の児童）

施設名	定員	所在地 (小学校区)	電話番号	開所時間	特別保育等
本城幼稚園	60	本城	26-0185	9:00~14:30	

◆保育の必要時間（2号・3号認定） 就労を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育の必要時間の区分	保護者の就労時間
保育標準時間（最長 11 時間）	1 か月あたり 120 時間以上の就労
保育短時間（最長 8 時間）	1 か月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労

※「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、48時間です。

※区分された時間以上に保育を希望される場合は、延長保育による対応となります。

※保育標準時間と短時間保育では、月額保育料が異なります。

延長保育	標準時間	原則的な保育時間（11時間）	延長保育
延長保育	短時間	原則的な保育時間（8時間）	延長保育

6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時 13時 14時 15時 16時 17時 18時 19時

※就労状況で、保育時間を決定します。詳しくはこども課までお問い合わせください。

◆優先利用について

同一の保育園・幼稚園の申し込み数が定員数を超えた場合は、世帯等の状況を考慮のうえ優先度を判断し、利用調整を行います。

□優先利用される事由

○ひとり親家庭	○児童に障がいがある
○生活保護世帯（就労が自立支援につながる）	○育児休業が終了する
○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	○きょうだいが同一の施設利用を希望
○虐待・DVのおそれがある	○その他、市長が必要と認める

◆保育料について

～お子さんの保育にかかる費用について～

お子さんを保育園等で保育するときには、お子さん1人につき必要な費用（人件費、事業費、管理費等）が国の基準で定められています。（3歳以上は国の制度により無償）

この費用は、国・県・市・保育料（保護者負担額）により分担され、お子さんの安心・安全な保育を行うために活用されています。

伊佐市の保育料は、保護者の負担軽減を目的として国で定める保育料の基準よりも低く設定しており、この減額された部分は『子育て世帯への支援』として、伊佐市の一般財源から追加で負担しています。

＜国基準の保育料に基づく負担内訳＞

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	伊佐市	保護者負担金

＜伊佐市の保育料（低く設定した保育料）に基づく負担内訳＞

保育に必要な費用			
国からの補助金	県からの補助金	伊佐市	伊佐市（追加） 保護者負担金

毎年9月が保育料の切り替え時期となります。（下図は令和2年度の場合）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和1年度の市民税額に基づく保育料					令和2年度の市民税額に基づく保育料						

□保育料の契約と支払方法

施設	契約	支払方法	
認定こども園	各施設	直接施設へ支払い	
本城幼稚園	市教育委員会 学校教育課	市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください	
保 育 園	市（こども課） ※原則として、『口座振替』 です。	口座振替	引き落としは毎月末日です。ただし末日が日曜祝日の場合は、翌平日となります。12月は25日頃が引き落とし日です。 【申込方法】金融機関へ直接お申込みください。引き落としする通帳と通帳印が必要です。
		納付書	毎月10日頃、保育園経由で当月分の納付書を送付します。 納期限は当月の末日になります。 【納付先】各金融機関窓口・コンビニエンスストア

注 意

- 保育料は期限内に納付してください。確認できない場合、翌月20日頃督促状を発送いたします。
- 保育料を滞納すると、児童手当等から差し引く場合があります。
- 納付意思がみられない場合は、給与・財産の差し押さえにより、滞納処分する場合があります。

令和2年度 利用者負担徴収基準額表（保育料月額）



◆1号認定こども 【教育時間認定】
（認定こども園の教育利用）

階層区分 (国・市共通)	国基準	市基準
1 生活保護世帯	0	0
2 市民税 非課税世帯	ひとり親等	0
	上記以外	0
3 市民税所得割 77,100円以下	ひとり親等	0
	上記以外	0
4 所得割 211,200円以下	0	0
5 所得割 211,201円以上	0	0

◆2号・3号認定こども【保育認定】
（保育所・認定こども園の保育利用）

国階層 区分	市階層区分	3号認定（3歳未満）				2号認定（3歳以上）			
		標準時間		短時間		標準時間		短時間	
		国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市	国	伊佐市
1	A 生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B 市民税 非課税世帯	ひとり親等	0	0	0	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0	0	0	0
3	C1 市民税 均等割額のみ	ひとり親等	9,000	6,500	9,000	6,400	0	0	0
		上記以外	19,500	14,000	19,300	13,800	0	0	0
	C2 市民税所得割 48,600円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	0	0	0
		上記以外	19,500	17,000	19,300	16,800	0	0	0
4	D1 所得割 72,800円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	0	0	0
		上記以外	30,000	22,000	29,600	21,700	0	0	0
	D2 所得割 77,101円未満	ひとり親等	9,000	7,000	9,000	7,000	0	0	0
		上記以外	30,000	25,000	29,600	24,600	0	0	0
5	D3 所得割 97,000円未満	30,000	25,000	29,600	24,600	0	0	0	
	D4 所得割 133,000円未満	44,500	30,000	43,900	29,500	0	0	0	
6	D5 所得割 169,000円未満	61,000	35,000	60,100	34,500	0	0	0	
	D6 所得割 235,000円未満	61,000	41,000	60,100	40,400	0	0	0	
7	D7 所得割 301,000円未満	80,000	46,000	78,800	45,300	0	0	0	
8	D8 所得割 397,000円未満	80,000	55,000	78,800	54,100	0	0	0	
		104,000	71,000	102,400	69,800	0	0	0	

※令和元年10月より教育認定児童、及び4月1日現在で3歳以上の保育認定児童については保育料が無償化されました。

※無償化対象の児童についても副食費の免除対象判定のため階層の認定は行われます。副食費については年収360万円未満相当世帯については国の制度により全額免除。それ以外の世帯については月額4,500円を上限に伊佐市が助成します。

※ひとり親等とは、ひとり親世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯

※2子目は半額、3子目は無料（就学前の児童でカウントします。）

※2・3号認定の世帯市民税所得割57,700円未満の世帯は、年齢制限なしで子をカウントします。

※次の世帯の2子目は無料（年齢制限なしでカウント）

- ①2・3号認定のB階層の2子目
- ②ひとり親等世帯の2子目

【保育料算定例】

<p>(例1)</p> <p>①認定こども園の教育利用 ②世帯構成 <u>入所児童3歳児(年少)</u> 小学2年の兄 父・母</p> <p>③市民税所得割 所得割 200,000円 (保護者合算)</p> <hr/> <p>◆1号認定(教育時間認定) ◆階層は4階層 ◆小学3年までの児童でカウントする。 1子目 <u>小学2年の兄</u> 2子目 <u>3歳児</u></p> <p>◎保育料は、 3歳児 ⇒ 8,200円 (16,400円の半額)</p>	<p>(例2)</p> <p>①認定こども園の保育利用(標準時間) ②世帯構成 <u>入所児童5歳児</u> <u>入所児童2歳児</u> 小学3年の兄 父・母</p> <p>③市民税所得割 所得割 90,000円 (保護者合算)</p> <hr/> <p>◆5歳児は2号認定・2歳児は3号認定 (ともに保育認定) ◆階層はD2階層 ◆就学前児童でカウントする。 1子目 <u>5歳児</u> 2子目 <u>3歳児</u></p> <p>◎保育料は、 5歳児 ⇒ 23,000円 3歳児 ⇒ 12,500円 (25,000円の半額)</p>	<p>(例3)</p> <p>①認定こども園の保育利用(標準時間) ②世帯構成 <u>入所児童5歳児</u> <u>入所児童2歳児</u> 小学3年の兄、 父・母</p> <p>③市民税所得割 所得割 50,000円(保護者合算)</p> <hr/> <p>◆5歳児は2号認定・2歳児は3号認定 (ともに保育認定) ◆階層はD1階層 ◆<u>所得割57,700円未満の世帯</u> ◆年齢制限なしで、小学3年の兄からカウントする。 1子目 <u>小学3年の兄</u> 2子目 <u>5歳児</u> 3子目 <u>2歳児</u></p> <p>◎保育料は、 5歳児 ⇒ 9,500円(19,000円の半額) 2歳児 ⇒ 0円(22,000円が無料)</p>
---	---	--

◆3人目の子ども(高校生以下の範囲)が入所する場合の保育料軽減について◆

高校生以下で3人目以降の子どもの保育料は次のとおり軽減をしています。

①県多子軽減制度により、D1階層とD2階層の子どもについて、保育所等に入所する1人目は1/3、同時入所の2人目は1/2の軽減をおこなっています。

②さらに所得制限なしで、伊佐市が独自に保育料を無料化して多子世帯の軽減を図っています。

※県多子軽減制度による軽減対象者も伊佐市の第3子無料化により、保育料無料になります。

入所選考基準表

項 目				父	母		
就労時間	家庭外	常勤(正職員)		7	7		
		非常勤	月120時間以上勤務		6	6	
			月84時間以上勤務		5	5	
	月48時間以上勤務		4	4			
	家庭内	自営	事業主		7	7	
			協力者	月120時間以上就労		5	5
				月48時間以上就労		3	3
内職		月120時間以上就労		5	5		
	月48時間以上就労		3	3			
就労日数	月20日以上			3	3		
	月15日以上20日未満			2	2		
	月12日以上15日未満			1	1		
通勤時間	30分を超える場合			1	1		
妊娠出産				10	10		
疾病・障害	疾病	入院		10	10		
		居宅	常時仰臥		10	10	
			精神・感染症等		9	9	
	障害	一般療養(保育に欠ける場合)			8	8	
		身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神福祉手帳1級(保育に欠ける場合)			9	9	
			身体障害者手帳等3級以下 療育手帳B 精神福祉手帳2級(保育に欠ける場合)		7	7	
介護・看護	入院付き添い	常時		10	10		
		月10日以上(48H以上)		6	6		
	心身障がい児・者在宅介護			9	9		
	高齢者等在宅介護(寝たきり・認知症等)			9	9		
	通院付き添い	月20日以上(96H以上)		8	8		
		月10日以上(48H以上)		6	6		
一般在宅療養・介護(月48H以上)			6	6			
災害復旧				10	10		
求職活動				2	2		
就学	定時制・通信制除く			9	9		
その他	発達支援委員会が決定した場合			10	10		
加算	社会的養護を必要とする場合			10			
	ひとり親世帯(就労している場合)			10			
	認可保育施設の従事者			5			
	兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合			5			
	子どもが障がい有する場合			4			
	入所申込み時点で療育を利用している場合			4			
	育児休業明け			4			
	入所希望児が双子以上の場合			3			
	入所申込み時点で認可外保育施設を利用している場合			3			
	生活保護世帯(就労など自立支援につながる場合)			3			
	生活中心者の失業により就労の必要性が高い場合			3			
減算	不就労の同居親族等がいる(65歳未満)			-1	-1		
	保護者の勤務先が自営業で雇主が血族・姻族の場合			-1	-1		
	保育料の滞納がある場合						
選考指数合計					点		

※新規入所希望者の方は、この表を基準として入所の優先順位を決定します